法　律

警察法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十三号

警察法の一部を改正する法律

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十三号中「第二十一条第二十号」を「第二十一条第二十一号」に改める。

第十九条第二項中「外事情報部」の下に「及び警備運用部」を加える。

第二十一条中第二十六号を第二十七号とし、第八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。

第二十四条に次の一項を加える。

3　警備運用部においては、第一項第二号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十五条第五号を削る。

第三十条第二項の表中

中国管区警察局	広島市	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
四国管区警察局	高松市	徳島県　香川県　愛媛県　高知県

を

中国四国管区警察局	広島市	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県

に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（警察支局）

第三十一条の二　管区警察局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方機関として、警察支局を置くことができる。

2　警察支局に、支局長を置く。

3　警察支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4　警察支局の内部組織は、内閣府令で定める。

第三十七条第一項第十二号中「第二十一条第二十二号」を「第二十一条第二十三号」に改め、同項第十三号中「第二十一条第二十三号」を「第二十一条第二十四号」に改める。

附　則

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十二号

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項、第三十一条第三項、第三十一条の二第三項、第三十四条第三項並びに第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（警察法施行令の一部改正）

第一条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「管区警察学校長」を「四国警察支局長　管区警察学校長」に改める。

附則第二十五項中「千五百人」を「千人」に改める。

附則第二十七項中「に別表第三第二号」を「に同号」に、「十九人」を「十三人」に、「三十七人」を「三十人」に、「三百九十一人」を「五百七十四人」に改める。

（警察庁組織令の一部改正）

第二条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十二条―第四十六条」を「第四十三条―第四十七条」に、「第四十七条」を「第四十八条・第四十九条」に、「第四十八条」を「第五十条」に改める。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（公文書監理官）

第二条の二　長官官房に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2　公文書監理官は、命を受け、警察庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第七条中「総務課」を「総務課　企画課」に改め、「国際課」を削る。

第八条第五号中「企画、立案及び」を削り、「次号に掲げる」を「企画課の所掌に属する」に改め、同条中第六号から第十一号までを削り、第十二号を第六号とし、第十三号から第十五号までを六号ずつ繰り上げ、第十六号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

第八条第十七号を同条第十二号とする。

第十二条を削り、第十一条を第十二条とする。

第十条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　警察用航空機の運用に関すること。

第十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の施行に関すること。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。